

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（特別簡易型））を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年9月30日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度交建防安第71 -6 -2 - 号
国道218号 上顔橋 耐震補強工事
- (2) 事 業 名 防災・安全交付金（建設）
- (3) 路線（河川）名 一般国道 218号
- (4) 工 事 場 所 西臼杵郡日之影町大字七折
- (5) 工 期 本契約成立の日から令和10年3月24日まで
- (6) 工 事 概 要 橋長：L＝190.0m
幅員：W＝6.00（9.75）m
P2 支承追加 N＝4基
横繫ぎ材補強 N＝1式
V脚基部補強 N＝1式
A2 桁端改良 N＝1式
- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (10) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 特別簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者(特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。))で参加する構成員を含む。)は、開札日当日において次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の鋼構造物工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。

ただし、共同企業体で参加する場合にあっては、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め。以下「特定JV取扱要領」という)に基づく共同企業体の認定を受けていること。

- (2) 宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

- (3) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次のア又はイに該当する者でないこと。

受託者の称号又は名称 株式会社社長大

受託者の本店の所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目20番4号

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (4) 1者(単体)で参加する場合にあっては、次の事項を満たしていること。

事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工(注1)の新設工事であること。 ウ 道路橋(注2)であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注3)として専任で配置(製作と架設で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ・主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注4) ・請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として架設の経験(注5)を有する者であること。なお、製作と架設が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあっては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 オ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 ・監理技術者 ・主任技術者 ・落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者
その他の事項	条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<簡易型・特別簡易型>)公告共通事項書2に示す事項

- 注1 鋼橋上部工とは、鈑桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋、斜張橋、吊橋などであり、H形鋼橋梁、鋼製棧道工、簡易組立式橋梁、仮橋、仮棧橋や耐震補強工事、橋梁維持補修工事などは該当しない。
- 注2 道路橋とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう(仮道は含まない)。
- 注3 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。
- 注4 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。
- 注5 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として架設の経験」とは、架設において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人の経験」については、「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。
- ※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス：https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

(5) 共同企業体で参加する場合にあつては、次の事項を満たしていること。

- ア 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、2又は3であること。
- イ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- ウ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- エ 構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数が2の場合は30%、構成員の数が3の場合は20%であること。
- オ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大であること。
- カ 構成員の組み合わせは、以下に掲げる各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。

代表構成員の資格要件	
事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工(注1)の新設工事であること。 ウ 道路橋(注2)であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注3)として専任で配置(製作と架設で異なる技術者の配置可)することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 - 製作のみの配置技術者の場合 - ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 - イ 監理技術者にあつては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 - ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として架設の経験(注4)を有する者であること。なお、製作と架設が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあつては経験を求めない。 - エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 - オ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 ・監理技術者 ・主任技術者 ・落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者

その他の構成員の資格要件	
事業所の所在地に関する事項	九州内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、かつ、国内に鋼橋上部工の製作工場を自社で有していること。
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事の製作及び架設を同一工事で元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注の工事であること。 イ 鋼橋上部工（注1）の新設工事であること。 ウ 道路橋（注2）であること。 エ 施工場所が九州内であること。
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者（注3）として専任で配置（製作と架設で異なる技術者の配置可）することができること。ただし、次に該当する場合は専任を要しない。 ・製作のみの配置技術者の場合 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ・一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・二級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者 ・鋼構造物工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあつては鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」（施工場所に係る要件を除く。）を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として架設の経験（注5）を有する者であること。なお、製作と架設が異なる技術者である場合は、製作における技術者にあつては経験を求めない。 エ 入札執行日の前日時点において、3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 オ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 ・監理技術者 ・主任技術者 ・落札者又は落札候補者（落札者とならなかった場合は除く。）となっている工事の配置予定技術者
その他の事項	条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書2に示す事項

注1 鋼橋上部工とは、鈑桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋（ランガー、ローゼ、ニールセンを含む）、ラーメン橋、斜張橋、吊橋などであり、H形鋼橋梁、鋼製棧道工、簡易組立式橋梁、仮橋、仮棧橋や耐震補強工事、橋梁維持補修工事などは該当しない。

注2 道路橋とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう（仮道は含まない）。

注3 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注4 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として架設の経験」とは、架設において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人の経験」については、「代表構成員の資格要件」の「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。

注5 「監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等として架設の経験」とは、架設において半分を超える期間従事した経験とする。なお、「現場代理人等の経験」については、「その他の構成員の資格要件」の「配置技術者に関する事項」のアの資格を有して以降の経験に限る。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。（宮崎県公共事業情報サービス：https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html）

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 西臼杵支庁(西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地)

閲 覧 期 間 : 令和8年9月30日から 令和8年11月4日まで

(ただし、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日(以下、「県の休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和8年9月30日から 令和8年11月4日まで	宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(※1)・ダウンロード可 西臼杵支庁で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和8年9月30日から 令和8年10月13日 17:00まで (令和8年10月29日 17:00まで) ※設計図書等に疑問点や不明な点がある場合は、必ず、発注機関へ質問してください。	技術申請書及び共同企業体認定申請に関する質問()は、設計図書など上記以外に関する質問 西臼杵支庁へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 技術申請書及び共同企業体認定申請に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、(設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午までに)回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 (西臼杵支庁入札質問受付フォーム) https://tzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatsu-shicho0806
回答の閲覧	令和8年9月30日から 令和8年11月4日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の受付期間	令和8年9月30日から 令和8年10月16日 17:00まで	西臼杵支庁に郵送(郵便書留など配達記録確認ができるものに限る)又は持参すること。(※3) 郵送の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。
共同企業体認定申請受付期間	令和8年9月30日から 令和8年10月16日 17:00まで	西臼杵支庁に郵送(郵便書留など配達記録確認ができるものに限る)又は持参すること。 郵送の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。
入札書受付期間	令和8年11月2日 7:00から 令和8年11月4日 9:20まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事内訳書の添付のない入札は無効となります。
開札日時	令和8年11月4日 9:30	西臼杵支庁(入札室)
低入札調査資料の提出期限	令和8年11月6日 17:00まで	西臼杵支庁に持参すること。
入札結果の公表(※4)	令和8年11月11日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス
(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、県の休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(※4) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

技術申請書に添付する様式第9－4号「令和8年度 総合評価落札方式（工事成績評定点）」の発行を受けていない場合は、技術申請書提出期限までに発注機関に発行を依頼すること。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（簡易型・特別簡易型）を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は10点とする。

6 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

7 各会計年度における請負代金の支払い限度額等に関する事項

この工事は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における請負金額の支払限度額及び出来高予定額割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、変更することがある。

	令和8年度	令和9年度	合計
支払限度額	36%程度	64%程度	100%
出来高予定額	40%程度	60%程度	100%

8 契約の締結に関する事項

本工事に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、本契約を締結しないものとする。

9 共同企業体の入札参加資格認定書に関する事項

共同企業体の入札参加資格認定申請にあたっては、特定JV取扱要領第10条第2項に規定する書類を提出すること。

10 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）（以下「要領」という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で入札している場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定する。

また、調査対象者と本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じる。（詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。）

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点（鋼構造物工事）」は「83.1点」とする。

11 その他の事項

条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式＜簡易型・特別簡易型＞）公告共通事項書２を参照のこと。）

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事の契約日は令和９年２月議会議決後の令和９年３月を予定していることから、技術申請書の提出時点において、配置予定技術者等に手持工事がある場合の契約工期の終期は、令和９年２月末であることを要件とする。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

-

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	地域要件	
			県内・県外	
			ウェイト	配点
企業の技術力	施工実績 ※1 ＜過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績＞	配点 × $\frac{\text{実績件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 実績件数 ≤ 3件 (3件以上は満点)	38	12
	県工事成績 ※2 ＜過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点＞	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		26
(オープン企業の取組目)	評価の対象外			
	評価の対象外			
	評価の対象外			
	不履行のペナルティ ※3	当該年度又はその前年度において、「若手技術者育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2
		当該年度又はその前年度において、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2
		当該年度又はその前年度において、「技能者等育成の取組」の項目の評価を受け受注したが、不履行があった。		-2
企業の地域社会貢献度	地域精通度	宮崎県内に本店がある。	24	10
		宮崎県内に支店又は営業所がある。		5
		上記に該当しない		0
	地域貢献・災害時の協力体制	異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(広域応援)にある。		10
		異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(支部内応援)にある。		8
		知事との防災協定に加入している。		4
		上記に該当しない		0
	環境保全対策への取組	ISO14001又はエコアクション21を取得している		2
		上記に該当しない		0
	雇用者の状況 ※4 ＜新規学卒者、障がい者、消防団員＞	該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名以上雇用している)		2
		該当する者を1名雇用している		1
		上記に該当しない		0
配置予定技術者の能力	施工経験 ※5 ＜過去15年間の主任(監理)技術者等の同種工事(国、県)の施工経験＞	配点 × $\frac{\text{経験件数}}{2 \text{ 件(満点件数)}}$ 経験件数 ≤ 2件 (2件以上は満点)	30	15
	工事成績 ※6 ＜過去5年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点＞	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(83 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・83点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		15
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止 ※3	入札参加資格取消し		-6
		入札参加資格停止(3か月以上)		-5
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)		-4
		入札参加資格停止(1か月未満)		-3
		上記に該当しない		0
		得点(満点)		92

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 10 点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 92 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点)※ + 加算点) / 入札額

※ 施工体制評価点(10点)については、調査基準価格以上の入札者に加算する。

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	耐震補強工事(鋼橋上部本体)	-	詳細を表2に記載

＜評価項目の留意事項＞

- ※1は、共同企業体の場合、代表構成員と第2構成員の同種工事における実績の合計とする。
- ※2は、共同企業体の場合、代表構成員の実績とする。
県工事成績点が無い場合は、国土交通省九州地方整備局(鋼構造物工事)の工事成績点を評価の対象とする。
- ※3は、共同企業体の場合、代表構成員、その他構成員の中で、最も大きい減点を採用する。
- ※4は、障がい者の法定雇用の義務がある場合は、障がい者を法定数以上雇用している場合を1名とみなす。
- ※5は、共同企業体の場合、代表構成員と第2構成員の配置予定技術者の同種工事における実績の合計とする。
- ※6は、共同企業体の場合、代表構成員の配置予定技術者の実績とする。
- 共同企業体の場合、※1、※2、※3、※5、※6以外の項目については、いずれかの構成員の実績とする。
- 配置予定技術者の能力については、製作と据付けで、異なる技術者を配置する場合は、据付けの配置予定技術者を評価し、製作の配置予定技術者の評価を行いませんので、技術申請書には据付けの配置予定技術者のみ記載してください。

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	耐震補強工事(鋼橋上部本体)	同種工事の番号	—
<同種工事の定義> 「耐震補強工事(鋼橋上部本体)」とは、①～⑤の全てを満たす工事とする。 ①国又は都道府県が発注した工事 ②九州内で施工した工事(配置予定技術者は除く) ③当初契約額又は最終契約額が250万円以上の工事 ④工事内容が道路橋における次のいずれかの工事 ・鋼橋上部工の新設工事 ・鋼橋上部本体の耐震補強工事 ⑤主たる工種の内容が鋼構造物工事である工事			
1. 国又は都道府県に該当する発注者 国 : 国土交通省、農林水産省など 都道府県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など (該当しない発注者) 各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、 森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など 2. 「道路橋」とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、 (注)ア. 道路管理者以外が発注した工事も対象とする。 イ. 災害復旧工事などの道路事業以外の事業も対象とする。 3. 「鋼橋上部工の新設工事」とは、鉸桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋、斜張橋、吊橋などを製作・架設する工事をいい、H形鋼橋梁、鋼製栈道工、簡易組立式橋梁、仮橋、仮栈橋の架設は該当しない。 4. 「鋼橋上部本体の耐震補強工事」とは、鋼製の主桁、横桁、対傾構、縦桁、ブラケット、横構、上・下弦材、橋門構などに係る耐震補強工事をいう。 「耐震補強工事(鋼橋上部本体)」に該当する工事 ○鋼橋上部工の新設工事 ○鋼橋上部本体の耐震補強工事 鋼部材による補強、当て板補強、落橋防止構造(鋼構造)、変位制限構造(鋼構造)、粘性ダンパー、座屈拘束ブレース、支承(追加・取替)など 「耐震補強工事(鋼橋上部本体)」に該当しない工事 ○鋼橋上部本体以外の耐震補強工事 コンクリートの落橋防止構造・変位制限構造の設置工事など ○維持補修工事 当て板補修、部材取替、伸縮装置の補修工事、地覆・高欄の補修工事、床版の補修工事、ボルト等の取替など 5. 配置予定技術者の施工経験対象工事 ・据付に従事した工事を対象とする。 (工場製作を伴う工事で、製作のみに従事した工事は対象としない。)			

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。（要領第2条）
- 2 調査基準価格を下回る価格の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。（要領第3条）
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）が調査基準価格を下回る価格で入札（以下「低価格入札」という。）している場合は、落札決定を保留する。（要領第5条）
- 4 低価格入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、低入札価格調査に協力すること。（要領第7条）
- 5 調査対象者は、最高評価値者であっても落札者等とならない場合がある。（要領第7条）
- 6 調査対象者と契約する場合、以下の措置を講じる。（要領第13条）
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者^注を1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に専任で追加配置（以下「追加配置技術者」という。）することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領（平成13年4月13日技術企画課定め）による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項（平成22年7月県土整備部定め）による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 調査対象者と契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。（要領第14条）

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。